

発議第1号

那須烏山市議会議員倫理条例の制定について

那須烏山市議会議員倫理条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和8年3月13日提出

|     |           |      |
|-----|-----------|------|
| 提出者 | 那須烏山市議会議員 | 矢板清枝 |
| 賛成者 | 那須烏山市議会議員 | 滝口貴史 |
| 賛成者 | 那須烏山市議会議員 | 福田長弘 |
| 賛成者 | 那須烏山市議会議員 | 興野一美 |
| 賛成者 | 那須烏山市議会議員 | 高田悦男 |

# 那須烏山市議会議員倫理条例

令和 年 月 日  
那須烏山市条例第 号

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 倫理基準（第4条－第13条）
- 第3章 倫理基準違反等の取扱い（第14条－第25条）
- 第4章 雑則（第26条・第27条）
- 附則

## 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この条例は、那須烏山市議会基本条例（平成31年3月那須烏山市条例第32号）第12条の規定に基づく議員倫理の自覚及び品位の保持を図るための議員が遵守すべき行動規範（以下「倫理基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（議員の責務）

**第2条** 議員は、第2章に定める倫理基準を遵守するとともに、倫理基準に違反するような行為があったとき、又はその疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもってその事実関係について釈明し、その責任を明らかにしなければならない。

（宣誓書の提出）

**第3条** 議員は、その職に就いたときは、その任期の開始の日から30日以内に、この条例を遵守する旨の宣誓をした宣誓書を議長に提出しなければならない。

## 第2章 倫理基準

（基本原則）

**第4条** 議員は、市民から市政に関する権能を信託された代表者であることを深く自覚し、その期待に応えるため、法令等を遵守するとともに、品位又は名誉を損なうような一切の行為を慎まなければならない。

2 議員は、その地位を利用して不当に金品を授受してはならない。

3 議員は、政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けてはならない。議員の後援団体についても、同様とする。

（許認可、契約等に関する働きかけの禁止）

**第5条** 議員は、市又は次に掲げる者が行う許認可、工事等の請負契約（下請負に係る契約を含む。）、業務委託契約及び物品購入契約に関して、特定の個人、企業、団体等のために有利となるようなあっせん等の働きかけをしてはならない。

(1) 市が構成団体となっている一部事務組合又は広域連合、協議会その他の団体（以下「一部事務組合等」という。）

(2) 市が出資、補助金等の交付その他財政上の援助を行う法人又は団体（以下「出資法人等」という。）

(3) 市の公の施設の管理を行う指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下「指定管理者」という。）

2 市が行う指定管理者の指定についても、前項と同様とする。

（人事に関する不当な関与の禁止）

**第6条** 議員は、市の職員（地方公務員法（昭和24年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職にある者（議員を除く。）を含む。以下同じ。）又は一部事務組合等若しくは出資法人等の役員若しくは職員の採用、就任、昇任、異動、解雇、退任等の人事に関し、不当な関与をしてはならない。

（公正な職務執行の妨害の禁止）

**第7条** 議員は、市の職員又は一部事務組合等、出資法人等若しくは指定管理者の役員若しくは職員に対し、嫌がらせ、強制、圧力、恫喝、強要その他の行為をし、その公正な職務執行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけをしてはならない。

（人権を侵害する行為の禁止）

**第8条** 議員は、人を傷つけ、若しくは不快にさせ、又は人に脅威を与えるような行為、発言、情報発信その他一切のハラスメント行為その他の人権を侵害する行為をしてはならない。

（暴力団又は暴力団員との交流の禁止）

**第9条** 議員は、那須烏山市暴力団排除条例（平成23年3月那須烏山市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と飲食、旅行その他の交流をともにしてはならない。

（第三者をして同様の行為をさせることの禁止）

**第10条** 議員は、第三者をして第4条から前条までに掲げる行為をさせてはならない。

（職務上知り得た秘密の保持）

**第11条** 議員は、議員として職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（請負に係る兼業規制の遵守）

**第12条** 議員は、地方自治法第92条の2の規定を遵守し、市に対し同条に違反する請負をしてはならないとともに、市に対し主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人となってはならない。

（代表者等就任の制限）

**第13条** 議員は、出資法人等又は指定管理者の代表者その他責任ある地位を兼ねてはならない。

### 第3章 倫理基準違反等の取扱い

(倫理基準の違反等に関する調査の申立て)

**第14条** 何人も議員から倫理基準に違反するような行為を受けたときは、議長に対し、書面により倫理基準の違反に関する調査の申立てをすることができる。

2 次に掲げる者は、議員に倫理基準に違反するような疑惑があると認められるときは、議長に対し、当該疑惑があることを信じるに足りる相当な証拠その他議長が必要と認める資料を添え、それぞれ当該各号に定める連署をもって、その代表者から書面により倫理基準の違反に関する調査の申立てをすることができる。

(1) 有権者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定により市の選挙人名簿に登録されている者で市の議員及び長の選挙権を有する者をいう。） 20人以上の連署

(2) 議員 3人以上の連署

3 前2項の規定による調査の申立て（以下「申立て」という。）は、現に任期中の議員の当該任期中における行為に対して行うことができる。ただし、正当な理由がある場合を除き、当該行為のあった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。

(釈明書の提出)

**第15条** 議員は、前条の規定により申立てがあったときは、当該申立てに係る行為又は疑惑について釈明した釈明書を議長に提出しなければならない。

(申立ての受理等)

**第16条** 議長は、前条の規定による釈明書の提出があったときは、必要に応じ、申立てをした者（以下「申立者」という。）及び当該申立てに係る議員（以下「調査対象議員」という。）から事情の聴取を行うことにより、当該申立てに係る事実関係を確認し、当該申立ての受理の適否について判断するものとする。

(調査委員会の設置)

**第17条** 議長は、前条の規定による判断により申立てを受理することとしたときは、議員倫理調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、当該申立てに係る調査審議を付託しなければならない。

2 議長は、議員のうちから7人以内を調査委員会の委員（以下「委員」という。）に指名するものとする。ただし、申立者が議員である場合の当該議員及び調査対象議員を委員に指名することはできない。

3 委員の任期は、前項の規定による指名の日から第21条の規定による調査結果の報告をした日までとする。

4 調査委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

5 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(調査委員会による調査審議)

**第18条** 調査委員会は、議長から調査審議を付託されたときは、倫理基準に違反する行為の有無について調査審議する。

- 2 調査委員会は、申立者、調査対象議員その他申立てに係る関係者に対し、調査審議に必要な資料の提出を求めるとともに、調査委員会の会議への出席を求め、事情の聴取等必要な調査を行うことができる。
- 3 調査委員会は、必要と認めるときは、有識者を調査委員会に出席させ、意見を求めることができる。
- 4 調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第8項の規定による委員の除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。
- 5 調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 調査委員会の会議は、非公開とする。
- 7 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。
- 8 委員は、申立てが自己若しくは配偶者若しくは3親等内の親族の一身上に関係し、又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係があるときは、当該申立てに係る調査審議に加わることができない。
- 9 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 10 前各項に定めるもののほか、調査委員会の運営に関する事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

(調査対象議員の協力義務等)

**第19条** 調査対象議員は、調査委員会から求めがあったときは、調査審議に必要な資料を提出し、又は調査委員会の会議に出席して説明するほか、その他必要な協力をしなければならない。

- 2 調査委員会は、調査対象議員が前項の規定による求めに協力しないとき、又は虚偽の説明等をしたときは、その旨を第21条の規定による調査結果の報告に併せて、議長に報告するものとする。

(弁明の機会の請求)

**第20条** 調査対象議員は、調査委員会に対し、口頭又は書面により弁明する機会を与えるよう請求することができる。

- 2 調査委員会は、前項の規定による請求があったときは、調査対象議員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(調査結果の報告)

**第21条** 調査委員会は、調査審議を終了したときは、議長に対し、速やかにその結果に意見を付して報告しなければならない。この場合において、倫理基準に違反する行為があると認めるときは、その情状に応じ、当該報告に議長又は議会は次の各号のいずれかの措置を講じるよう意見を付さなければならない。ただし、調査対象議員が自ら措置を講じたことにより措

置を講じる必要がないと認められるときは、この限りでない。

- (1) 議長からの口頭による注意
- (2) 文書による厳重注意
- (3) 議場内における陳謝勧告
- (4) 一定期間の会議の出席停止勧告
- (5) 議会内での役職の辞任勧告
- (6) 議員の辞職勧告
- (7) その他必要と認める措置

(調査結果の報告及び通知)

**第22条** 議長は、前条の規定による調査結果の報告を受けたときは、速やかに当該調査結果を議会に報告するとともに、申立者及び調査対象議員に通知しなければならない。

(調査の結果とるべき措置)

**第23条** 議長は、第21条の規定による調査結果の報告を受けた場合において、当該調査結果に付された意見に係る措置が同条第1号及び第2号に規定する措置並びに同条第7号に規定する措置として議長において措置すべきとされる措置であるときは、速やかに当該措置を講じなければならない。

2 議会は、第21条の規定による調査結果の報告を受けた場合において、当該調査結果に付された意見に係る措置が同条第3号から第6号までに規定する措置及び同条第7号に規定する措置として議会において措置すべきとされる措置であるときは、当該調査結果を尊重し、議決により速やかに当該措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、第21条第6号に規定する措置を講ずるときは、同時に同条第5号に規定する措置を講じなければならない。

4 第21条ただし書の規定は、前3項の規定による措置を講じる場合に準用する。

5 第1項及び第2項の規定による措置を講じた場合の効力は、当該調査対象議員の任期中継続する。

(公表)

**第24条** 議長は、第21条の規定による調査結果の報告を受けたとき、及び議長又は議会が前条第1項から第3項までの規定による措置を講じたときは、速やかにその概要を公表しなければならない。ただし、別に定める場合に該当するときは、これを公表しないことができる。

2 前項の規定による公表は、那須烏山市公告式条例（平成17年10月那須烏山市条例第10号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示及び市のホームページへの掲載その他適宜の方法により行うものとする。

(議長職務の代行)

**第25条** 議長が調査対象議員となったときは副議長が、議長及び副議長がともに調査対象議員になったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行うものとする。

#### 第4章 雑則

(この条例の見直し)

第26条 議会は、社会情勢、社会的倫理観の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の改正その他適切な措置を講ずるものとする。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年5月1日から施行する。

(那須烏山市議会基本条例の一部改正)

2 那須烏山市議会基本条例（平成31年3月那須烏山市条例第32号）の一部を次の表のように改正する。

| 改 正 後  | 現 行  |
|--|--|
| (議員倫理の自覚及び品位の保持)<br>第12条 議員は、 <u>市民の負託により選ばれた代表者として市民全体の福祉の向上を目指し、その役割と責務を深く自覚するとともに、那須烏山市議会議員倫理条例（令和8年 月那須烏山市条例第 号）</u> を遵守し、 <u>高い倫理観を持って、品位を保持し、その使命の達成に努めるものとする。</u> | (政治倫理の自覚及び品位の確保)<br>第12条 議員は、 <u>議会の構成員として市政に携わり、</u> <u>市民全体の福祉の向上を目指すとともに、市民全体の代表者として政治倫理を深く自覚し、那須烏山市議会倫理規程（平成20年5月那須烏山市議会規程第1号）</u> を遵守し、 <u>品位の確保</u> に努めるものとする。 |